

こうち労政情報

飛躍への挑戦！
高知県産業振興計画2018年
3月号

仕事休もつ化計画

～プラスワン休暇で、労使一体となって、計画的に年次有給休暇を取得しよう～

休もつ化計画1：仕事と生活の調和のために、計画的に年次有給休暇を取ろう。

休もつ化計画2：土日・祝日にプラスワン休暇して、連続休暇にしよう。

休もつ化計画3：話し合いの機会をつくり、年次有給休暇を取りやすい会社になろう

地域ごとに夏休みなどの一部を他の日に移して学校休業日を分散化する
取組（キッズウィーク）が平成30年度からスタートします。

【キッズウィーク】

子供たちの親を含め、働く方々は年次有給休暇を取得しましょう。

◆導入のメリット

- 事業主 労務管理がしやすく計画的な業務運営ができます。
- 従業員 ためらいを感じずに、年次有給休暇を取得できます。

◆日数

付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

【例1：年次有給休暇の付与日数が10日の従業員】

5日 事業主が計画的に付与	5日 従業員が自由に取得
------------------	-----------------

【例2：年次有給休暇の付与日数が20日の従業員】

15日 事業主が計画的に付与	5日 従業員が自由に取得
-------------------	-----------------

◆導入例

ゴールデンウィークに導入すると？

計画的付与の年次有給休暇などと土日、ゴールデンウィークを組み合わせると連続休暇にすることができます。また、口囲みのような日に年次有給休暇をさらに組み合わせることで、大型連休にすることも可能です。

チームのサポートがあれば、
仕事も休日も、もっと輝く。まずは、ゴールデンウィーク
からはじめよう！

2018年4月+5月のゴールデンウィーク

日	月	火	水	木	金	土
22	23	24	25	26	27 アースデイ	28
29 昭和の日	30 計画年休	1 計画年休	2 春分の日	3 みどりの日	4 こどもの日	5
6 アースデイ	7 +1	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26

労務改善 Q&A

<No.40>

Q. 賞与の支給日在籍要件について

当社は、賞与の支給日を毎年6・12月の1日とし、それぞれの査定期間を11月から翌年4月まで、5月から10月までとしています。11月中旬に自己都合退職した元従業員から、賞与の査定期間の5月から10月までは勤務していたので、賞与を支給してほしいと言われました。当社では長年、支給日に在籍している従業員にのみ賞与を支給することとしていますが、支給日前に退職した者にも支給しなければならないでしょうか。

A. 労使慣行等があれば、賞与の支給日に在籍した者のみに支給することも可能です。

賞与（ボーナス・一時金）は必ず支給するものではなく、就業規則や労働契約等に賞与の支給条件や時期、額についての定めが置かれている場合に、それに基づく支給義務が生じるもので、この支給条件等については、原則として労使間の合意で自由に定めることができます。また、賞与には査定期間の勤務に対する賃金の後払的性格や企業の成果・利益配分、労働者の貢献に対する報償といった性格があるだけでなく、現在・将来の勤務に対する報奨という性格もあります。

したがって、会社の就業規則等に賞与の支給日に在籍している者のみに支給するという定め（一般的に「支給日在籍要件」といいます。）を置いている場合や、そのような取扱いが労使慣行として確立している場合には、支給日前に退職した者に賞与を支給しなくても差し支えないものと考えられますので、ご質問の内容からすると、この後者に当たると考えられます。従業員に対して賞与の支給要件を明確にするためにも、支給日在籍要件について就業規則等に定めるようにしてはいかがでしょうか。



「高知県ワークライフバランス推進企業」新規認証企業のご紹介



県では、男女が共に働きやすく、従業員の方々が働き続けられる職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業を「高知県ワークライフバランス推進企業」として認証し、その取組を支援しています。平成30年2月に認証した新規認証企業をご紹介します。

【認証番号】会社名等	取組内容
【219】 中澤氏家業業 株式会社 南国市伊達野501	◆時間単位で取得できる年次有給休暇制度があり年5日まで取得できる。 ◆配偶者の出産時に2日間の特別休暇を取得できる。 ◆子の出産祝金制度がある。
【220】 土佐食株式会社 土佐清水市三崎字城の谷543	◆法を上回る育児のための短時間勤務制度があり、子が小学校就学の始期まで取得できる。 ◆半日単位で取得できる年次有給休暇制度があり年10日まで取得できる。
【221】 株式会社小谷設計 南国市篠原1954-1 (野いちご南国)	◆法を上回る育児のための短時間勤務制度があり、子が小学校就学の始期まで取得できる。 ◆配偶者の出産時に2日間の特別休暇を取得できる。

お問い合わせ先

高知県商工労働部
雇用労働政策課
電話 088-823-9763
FAX 088-823-9277
E-Mail
151301@ken.pref.kochi.lg.jp
〒780-8570
高知市丸ノ内1-2-20

高知県社会保険労務士会
電話 088-833-1151
FAX 088-833-1156
〒780-8010
高知市棧橋通2-8-20 モリビル2F

旧認証マークも、使用できるように改正します。



事業主の皆様へ

高知県ワークライフバランス推進企業認証制度について

平成30年4月1日 スタート

新たに認証項目を追加し、ワークライフバランスを推進する企業を幅広く認証対象とします。

改正のポイント《認証部門を分けます》

次世代育成支援部門
介護支援部門
年次有給休暇の取得促進部門
女性の活躍推進部門
健康経営部門

今回、認証部門を分けることにより、各企業が取り組んでいる内容により、該当の部門での認証を受けることが出来るようになります。
また、認証部門は1つでも複数でも申請可能です。

詳しくは、次ページ、高知県庁HP をご覧ください。

HP : <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151301/2018020800034.html>

※申請様式が変更になっていきますのでご注意ください。

4月に申請する事業主様は、新様式での申請をお願いします
(県庁での受付が4月以降の場合)

問
い
合
わ
せ
先

高知県 商工労働部 雇用労働政策課

住所:高知市丸ノ内1-2-20

電話:088-823-9763 FAX:088-823-9277 E-Mail:151301@ken.pref.kochi.lg.jp